



## 《ご留意事項》

### ◆記入要領

- 必ず 契約者ご自身 がボールペンでご記入ください。消せるボールペンは使用できません。
- 太枠内は全てご記入ください。
- 訂正される場合は、訂正箇所は二重線で抹消のうえ、請求者ご自身の訂正署名（漢字フルネーム）、または訂正印を押印ください。
- 請求内容については①、②いずれか1つの番号を○で囲んでください。

\*積立金残高は定期的に送付している「一般財形積立金残高のお知らせ」で確認できます。

① 金額指定	積立金残高の範囲内で千円単位の金額をご記入ください。 金額は税引き前の金額になります。
② 限度額一杯	積立金残高の範囲内でお支払限度額まで払い出すことができます。 払出請求書のご提出時期により控除後の保険料が積立金残高に含まれない場合がありますのでご留意ください。 (保険料は毎月の契約応当日に積立残高に含まれます)  <例> 給与 6/15 賞与 6/10 入金、契約応当日 25 日、提出日 6/20  ・6月保険料(給与/賞与)は契約応当日である6月25日に積立残高に含まれます。そのため20日に払出請求書を提出した場合、6月保険料の入金後であっても払出金額には含まれません。

- 受取口座は預金通帳等を確認のうえ、契約者ご本人名義の口座をご記入ください。

\*ゆうちょ銀行へのお振り込みも可能です。

(記入例) ゆうちょ銀行 999支店 口座番号 123456

### ◆必要書類

- 本人確認書類(写し)

請求額(税引き前)が 1,000万円を超える場合のみ 提出ください。

本人確認書類: 「氏名・生年月日・住所」の表示がある以下の書類(いずれか1点)

本人確認書類	ご提出時マスキング(塗りつぶし)項目
運転免許証(写し)	本籍地、免許の条件等欄※ ※身体に関する情報が記載されている場合には塗りつぶしをお願いします。 (記載が無い場合、塗りつぶしは不要です)
個人番号カード(写し) (マイナンバーカード)	個人番号
健康保険証(写し)	被保険者記号、番号、保険者番号、二次元コード (表示がある場合に塗りつぶしをお願いします)

### ◆税制上の取扱い

- 払出時の利息(差益)の20.315%が源泉分離課税となります。  
(2013年より納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税としてあわせて源泉分離課税されます)

### ◆お受け取りについて

- 当社へ払出請求書が到着後、1週間程度でお受け取りいただけます。  
なお、手続き書類が不足している場合などは、さらに日数を要することがあります。
- お手続き完了後に、登録上の住所へ「お支払明細」を送付いたします。